

新型コロナウイルス感染症に対する障友会の取り組み

(2020年7月25日現在)

日ごろより障友会の活動にご尽力を賜り、感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの緊急事態宣言後、私ども障害福祉サービス事業所においては、サービスご利用者の安全を確保し、ウイルスの感染拡大の防止に努めつつ日々の支援に力を尽くしています。

昨年12月に、中国の湖北省・武漢市で原因不明の肺炎患者が確認されて以来、1月16日には国内初の感染者を確認、2月5日には、クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」が横浜沖で14日間の洗浄隔離が開始されました。そして2月13日には国内初の死者が確認され、2月27日には首相が全国の学校に臨時休校を要請しました。

障友会においては、2月27日に利用者、ご家族向けに新型コロナへの対応についてお知らせとお願いを発出し、施設での感染症予防の取り組みとご家庭でのお願いなどをお知らせしました。また、職員による発症を防ぐため、3月30日には理事長から新型コロナに対する職員向け注意喚起を通知しました。

そして、各施設において次のような具体的な対応を行っています。

- ・通所時における検温及び手指消毒の実施
- ・利用者マスク着用の励行
- ・堺みなみ・わららか草部では給食時における食事場所の分散を実施
- ・施設の換気の実施、手すり・ドアノブ等の消毒の実施
- ・送迎車の消毒及び換気の実施

一方、4月3日には世界の感染者が100万人を突破し、4月7日には政府が緊急事態宣言を出しました。これを受け、障友会においても「緊急事態宣言期間中は土曜日の通所を休止すること」、「ショートステイうてなは、当面真に必要な方のみ対応すること」、「本人や家族に発熱などがみられる場合は利用を控えていただくこと」などを決定し、さらに4月15日には、通所事業の利用自粛（4月20日から5月6日まで）を決定し、利用者・ご家族向けにおねがいとアンケートを実施しました。

その結果、5月7日から「通所およびグループホームの利用再開及び一部行事の自粛継続」、「通所施設の土曜日休所の継続」、「ショートステイは定員縮小して営業再開」することを決定し、利用者・ご家族にお知らせいたしました。

また、5月31日に政府の緊急事態宣言が解除されたことに伴い、6月1日か

ら「通所施設およびグループホーム、ショートステイを通常運営で再開」することなどを決定し、ほぼ平常の運営に戻ってきたところです。

この間、ご利用者やご家族の方々の多大なご協力と職員の頑張りで、当法人においては今まで感染者はゼロの状況です。

しかし、新型コロナウイルスへの対策はこれからも続きます。そして障害福祉サービス事業所の支援員は、その業務の特性から利用者との密接を避けることができません。これからも、ウイルスに細心の注意を払いながらサービス提供に努め、当法人の理念である「障害のある人たちにあたりまえの生活と生きがいを」実現するため努力を続けてまいりたいと考えています。